

# 【届出方法】

- 1 この転出届を記入
- 2 返信用封筒用意 (切手を貼り、届出人の住所と氏名を記入)
- 3 届出人の本人確認書類をコピー (例:運転免許証、個人番号カード、在留カード、障害者手帳)※1
- 4 送付封筒用意 (切手を貼り、送付先市町村の宛先を記入)
- 5 4に1～3の書類を入れて送付

## 【転出届】 (郵送用)

下記のとおり転出しましたので、届出します。

届出人 (自署)	住所		
	フリガナ		電話番号 (日中連絡の取れる番号)
代理人は 委任状が必要	氏名	印	- -

新住所		フリガナ	
		世帯主	
旧住所		フリガナ	
		世帯主	
フリガナ		フリガナ	
転出者氏名		転出者氏名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
フリガナ		フリガナ	
転出者氏名		転出者氏名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

転出年月日 (転出先に到着した日)	年 月 日 転出
異動してから、転出前の住所の住民票や印鑑証明書を取ったことはありますか。	ある・ない

<b>「特例転出の希望」※2</b> 今回転出する同一世帯員の方が、個人番号カード、住基カード(共に写真付)をお持ちの場合、新住所地での転入手続きは転出証明書ではなく、いずれかのカードで行なうことができます。御希望の方は、右に✓をしてください。 (転出年月日から2週間以内の転入手続きが必要)	特例希望する <input type="checkbox"/>
--	------------------------------------

※1 公的機関が発行した写真付の本人確認書類がない場合は、小樽市は健康保険証、介護保険証、通帳、年金手帳などを2点コピー。他市への届出の方は届出先市町村に御確認ください。

※2 特例転出の流れ(小樽市は転出処理が終わったことをお電話でお知らせします。)

届出届送付 → 市役所受付 → 転出処理後、本人へ電話 → カードを持って転入届(新住所地)

小樽市から特例転出する方で、転出に関する御案内や受付したことの回答書が不要な場合は、返信用封筒は不要です。他市への届出の方は、届出先市町村に御確認ください。